

新型コロナウイルス感染症にかかる手続きに必要な 証明書交付手数料を免除します

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方が、各種支援制度の手続きを行う際に必要となる「住民票の写し」などの証明書について、交付手数料を免除します。

対象となる証明書

- ・ 住民票（除票）の写し ※広域交付住民票を含む
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 戸籍全部（個人）事項証明書、及び戸籍謄（抄）本
- ・ 除籍全部（個人）事項証明書、及び除籍謄（抄）本
- ・ 改製原戸籍謄（抄）本
- ・ 課税（所得）証明書
- ・ 納税証明書
- ・ 固定資産評価（公課）証明書

※コンビニ交付サービスを利用する場合は、免除の対象外です。

申請方法

請求書に「新型コロナウイルス感染症」の影響により各種支援制度の手続きを行うことと、「手続きの名称」・「提出先」を記載してください。

※手続きされる各種支援制度の申請書やパンフレット等をご持参ください。

実施期間

令和2年5月25日から 令和2年12月28日受付分まで

※5月24日（日）以前の申請については、免除の対象外です。